

○ 激甚災害に係る湛水排除事業費補助金交付要綱（昭和48年3月12日付48構改D第59号農林水産事務次官依命通知）新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p><u>(通則)</u> 第1 (略)</p>	<p>第1 (略)</p>
<p><u>(交付の対象及び補助率)</u> 第2 (略)</p>	<p>第2 (略)</p>
<p><u>(申請手続)</u> 第3 交付規則第2条の農林水産大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする都道府県知事は、交付申請書を地方農政局長等（北海道及び沖縄県にあっては農林水産大臣、それ以外の地域にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。 2 (略)</p>	<p>第3 交付規則第2条の農林水産大臣が別に定める申請書類に関する事項は、別記様式第1号による交付申請書のとおりとし、補助金の交付を受けようとする都道府県知事は、交付申請書<u>正副2部</u>を地方農政局長等（北海道及び沖縄県にあっては農林水産大臣、それ以外の地域にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）に提出しなければならない。 2 (略)</p>
<p><u>(交付申請書の提出期限)</u> 第4 (略)</p>	<p>第4 (略)</p>
<p><u>(交付決定の通知)</u> 第5 地方農政局長等は、第3第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の上、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、都道府県知事に対しその旨を通知するものとする。 <u>2 第3第1項の規定による交付申請書が到達してから当該申請に係る前項の規定による交付決定の通知を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、1月とする。</u> <u>3</u> 地方農政局長等は、<u>第3第1項</u>の規定により提出された交付申請書が実績報告書を兼ねる場合には、その書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その申請に係る補助事業の<u>成果</u>が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、<u>第1項</u>に規定する交付決定と併せて都道府県知事にその旨を通知するものとする。</p>	<p>第5 地方農政局長等は、第3第1項の規定による交付申請書の提出があったときは、審査の<u>うえ</u>、補助金を交付すべきものと認めるときは速やかに交付決定を行い、都道府県知事に対しその旨を通知するものとする。 <u>(新設)</u> <u>2</u> 地方農政局長等は、<u>前項</u>の規定により提出された交付申請書が実績報告書を兼ねる場合には、その書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その申請に係る補助事業の<u>実施結果</u>が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、<u>前項</u>に規定する交付決定と併せて都道府県知事にその旨を通知するものとする。</p>
<p><u>(申請の取下げ)</u> 第6 都道府県知事は、<u>第3第1項の規定による</u>交付申請（実績報告を兼ねる場合は除く。）を取り下げようとするときは、<u>第5第1項の規定による</u>交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した<u>取下書</u>を地方農政局長等に提出しなければならない。</p>	<p>第6 都道府県知事は、交付申請（実績報告を兼ねる場合は除く。）を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内にその旨を記載した書面を地方農政局長等に提出しなければならない。</p>
<p><u>(実績報告)</u> 第7 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第2号のとおりとし、都道府県知事は、補助事業が完了したときは、その日から1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書を地方農政局長等に提出しなければならない。 2・3 (略)</p>	<p>第7 交付規則第6条第1項の別に定める実績報告書は、別記様式第2号のとおりとし、都道府県知事は、補助事業を完了したときは、その日から1箇月を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、実績報告書<u>正副2部</u>を地方農政局長等に提出しなければならない。 2・3 (略)</p>
<p><u>(補助金の額の確定等)</u> 第8 地方農政局長等は、第7第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の<u>成果</u>が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、都道府県知事に通知するものとする。 2・3 (略)</p>	<p>第8 地方農政局長等は、第7第1項の規定による報告を受けた場合には、実績報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の<u>実施結果</u>が交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、都道府県知事に通知するものとする。 2・3 (略)</p>

(交付決定の取消等)

- 第9 地方農政局長等は、次に掲げる場合には、第5の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。
- (1)・(2) (略)
 - (3) 都道府県知事が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延その他不適当な行為をした場合
 - (4) 土地改良区等が、間接補助事業の実施に関し法令に違反した場合
 - (5) 土地改良区等が、間接補助金を本事業以外の用途に使用した場合
 - (6) (略)
- 2・3 (略)
- 4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第8第3項の規定 (括弧書を除く。)を準用する。

(補助金の経理)

- 第10 (略)
- 2 (略)
- 3 前2項及び第11に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、証拠書類、証拠物、台帳及び調書のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

(補助金調書)

- 第11 (略)

(間接補助金交付の際付すべき条件等)

- 第12 都道府県知事は、土地改良区等に補助金を交付するときは、第7第2項及び第3項並びに第9から第10までの規定に準ずる条件を付すほか、次に掲げる条件を付さなければならない。この場合において、都道府県知事は、土地改良区等から第2号イに係る納付を受けた場合は、その金額の全部又は一部を国に納付しなければならない。
- (1) 適正化法、適正化法施行令、交付規則、本要綱及び実施要綱に従うべきこと。
 - (2) (略)
 - (3) 財産の処分の制限
 - ア (略)
 - イ アの承認については、第2号イの規定を準用する。
 - (4) (略)
 - (5) 契約等
 - ア 土地改良区等は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。
 - イ 土地改良区等は、アにより契約をしようとする場合は、当該契約に係る入札又は見積り合せ(以下「入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第6号による契約に係る指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、入札等に参加させてはならない。
 - 2 都道府県知事は、土地改良区等が間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、その実態を充分把握するように努め、当該財産が適正に管理運営されるよう指導しなければならない。
 - 3 都道府県知事は、第1項第3号のアの承認をしようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。
 - 4 都道府県知事は、第1項第3号により土地改良区等から納付を受けた額の国庫補助金相当額を国に納付しなければならない。
 - 5 第1項及び前項の規定にかかわらず、前項の規定その他の国庫納付に関する規定に基づき、取得財産等の取得価格の国庫補助金相当額の全部を国に納付したと認められる場合は、第1項及び前項の規定は当該取得財産等については適用しない。
 - 6 都道府県知事は、土地改良区等に関して、土地改良区等から補助金の返還又は返納を受けた場合は、当該補助金の国庫補助金相当額を国に返還しなければならない。

- 第9 地方農政局長等は、次に掲げる場合には、第5の規定による交付決定の全部若しくは一部を取り消し又は変更することができる。
- (1)・(2) (略)
 - (3) 都道府県知事が、補助事業に関して、不正、事務手続の遅延その他不適当な行為をした場合
 - (新設)
 - (新設)
 - (4) (略)
- 2・3 (略)
- 4 第2項の規定による補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第8第3項の規定を準用する。

- 第10 (略)
- 2 (略)
- (新設)

- 第11 (略)

- 第12 都道府県知事は、土地改良区等に補助金を交付するときは、第7第2項及び第3項並びに第9から第10までの規定に準ずる条件を付すほか、次に掲げる条件を付さなければならない。この場合において、都道府県知事は、土地改良区等から(1)イに係る納付を受けた場合は、その金額の全部又は一部を国に納付しなければならない。
- (新設)
 - (1) (略)
 - (2) 財産の処分の制限
 - ア (略)
 - イ アの承認については、(1)イの規定を準用する。
 - (3) (略)
 - (4) 契約等
 - ア 土地改良区等は、間接補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、間接補助事業の運営上、一般の競争に付すことが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約をする~~こと~~ことができる。
 - イ 土地改良区等は、アにより契約をしようとする場合は、当該契約に係る一般の競争、指名競争又は随意契約(以下「競争入札等」という。)に参加しようとする者に対し、別記様式第6号による指名停止等に関する申立書の提出を求め、当該申立書の提出のない者については、競争入札等に参加させてはならない。
- (新設)

- 2 都道府県知事は、前項第2号のアの承認をしようとするときは、あらかじめ地方農政局長等の承認を受けなければならない。
- (新設)

- (新設)

- (新設)

別記様式第1号（第3関係）

湛水排除事業費補助金交付申請書（及び実績報告書）

番号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
（北海道及び沖縄県にあっては農林水産大臣）

都道府県知事 氏 名

湛水排除事業を下記のとおり実施したい（した）から激甚災害に係る湛水排除事業費補助金交付要綱第3の規定に基づき、補助金 円の交付を申請する。
（なお、あわせて精算額 円を請求する。）

記

（略）

別記様式第2号（第7関係）

湛水排除事業実績報告書

番号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
（北海道及び沖縄県にあっては農林水産大臣）

都道府県知事 氏 名

年 月 日付け 第 号をもって補助金交付決定通知のあった湛水排除事業を下記のとおり実施したから激甚災害に係る湛水排除事業費補助金交付要綱第7の規定に基づき、報告する。
（なお、あわせて精算額〇〇〇円を請求する。）

記

（略）

別記様式第3号（第7関係）

年度湛水排除事業費補助金の消費税仕入控除税額報告書

番号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
（北海道及び沖縄県にあっては農林水産大臣）

都道府県知事 氏 名

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった湛水排除事業費補助金について、激甚災害に係る湛水排除事業費補助金交付要綱第7の規定に基づき、下記のとおり報告する。

別記様式第1号（第3関係）

湛水排除事業費補助金交付申請書（及び実績報告書）

番号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
（北海道及び沖縄県にあっては農林水産大臣）

都道府県知事 氏 名 印

湛水排除事業を下記のとおり実施したい（した）から激甚災害に係る湛水排除事業費補助金交付要綱第3の規定に基づき、補助金 円の交付を申請する。
（なお、あわせて精算額 円を請求する。）

記

（略）

別記様式第2号（第7関係）

湛水排除事業実績報告書

番号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
（北海道及び沖縄県にあっては農林水産大臣）

都道府県知事 氏 名 印

年 月 日付け 第 号をもって補助金交付決定通知のあった湛水排除事業を下記のとおり実施したから激甚災害に係る湛水排除事業費補助金交付要綱第7の規定に基づき、報告する。
（なお、あわせて精算額〇〇〇円を請求する。）

記

（略）

別記様式第3号（第7関係）

年度湛水排除事業費補助金の消費税仕入控除税額報告書

番号
年 月 日

〇〇農政局長 殿
（北海道及び沖縄県にあっては農林水産大臣）

都道府県知事 氏 名 印

年 月 日付け 第 号をもって交付決定通知のあった湛水排除事業費補助金について、激甚災害に係る湛水排除事業費補助金交付要綱第7の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

(略)

別記様式第4・5号(略)

別記様式第6号(第12関係)

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔間接補助事業者〕 殿

所在地
商号又は名称
代表者氏名

(略)

記

(略)

別記様式第4・5号(略)

別記様式第6号(第12関係)

契約に係る指名停止等に関する申立書

年 月 日

〔間接補助事業者〕 殿

所在地
商号又は名称
代表者の役職及び氏名 印

(略)

附 則
この通知は、令和3年4月1日から施行する。